

広島県総務事務処理業務提案書評価基準

1 評価項目及び配点

評価区分	評価項目	配点
1 業務の実施方針[5点]	・提案の具体性	5点
2 事務処理内容・フローの確認及び 検証[25点]	・業務の遂行の確実性	10点
	・品質確保方法の有効性, 実現性	5点
	・業務プロセスの点検等の妥当性, 実現性	10点
3 業務マニュアルの整備[10点]	・安定的な事務処理の確保	5点
	・将来的な活用可能性	5点
4 業務処理体制の構築[40点]	・処理体制の妥当性, 有効性	10点
	・人数, 人選の的確性	10点
	・危機管理体制の確実性	5点
	・人材育成・教育体制 (時期, 内容, 方法等の適切さ)	5点
	・繁忙期対応 (体制の安定性, 実現性)	5点
	・業務遂行の実現性	5点
5 業務連絡会議等の開催[5点]	・本業務の有効性, 実現性	5点
6 情報セキュリティ[5点]	・取組体制の充実度	5点
7 見積額[5点]	・予算上限額との比較 [見積額/事業予算額 (上限)]	5点
8 同種の業務の履行実績[5点]	・同種の業務の履行実績	5点
9 その他提案[10点]	・現行業務の具体的な改善提案の有効性 ・その他独自の提案の有効性	10点
採点数		110点

2 評価方法

提出された提案書の内容について、評価項目ごとに次表により評価を行う。

① 「7 見積額」以外の評価項目

評価 配点	5 特に優れている	4 優れている	3 普通	2 やや劣る	1 劣る
10点	10点	8点	6点	3点	1点
5点	5点	4点	3点	2点	1点

② 「7 見積額」

評価 配点	5 特に優れている	4 優れている	3 普通	2 やや劣る	1 劣る
(見積額)÷ (事業予算額(上限))	0.7超～ 0.8以下	0.8超～ 0.9以下	0.9超～ 0.95以下	0.95超～ 0.98以下	0.98超又は 0.7以下
5点	5点	4点	3点	2点	1点

※1.0 超えは失格

3 選定順位

評価は、各審査委員の採点数の合計点により行う。合計点が同点になった場合は、次の方法により、順位を決定する。

- (1) 評価区分の「4 業務処理体制の構築」の点数が高い者を上位とする。
- (2) (1) も同点の場合は、評価区分の「2 事務処理内容・フローの確認及び検証」の点数が高い者を上位とする。
- (3) (2) も同点の場合は、選考委員の意見を踏まえた上で、委員長が順位を決定する。

4 最優秀提案者の決定

選考委員会の評価や意見を基に最優秀提案者を決定する。

なお、各委員（6人）の採点の合計点で396点（6割）を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から最優秀者を選定する。